日調連発第２２６号
平成２７年１１月１６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（水戸、名古屋、佐賀、大分、熊本、秋田、函館及び松山以外は、参考送付）あて標記の依命通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

別　添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第６１０号
平成２７年１１月１１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（水戸，名古屋，佐賀，大分，熊本，秋田，函館及び松山以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年１２月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年１２月２日（水）
　名古屋法務局　　豊田支局
　　同　　豊橋支局
　　同　　新城支局
　熊本地方法務局　　阿蘇大津支局
２　平成２７年１２月３日（木）
　名古屋法務局　　西尾支局
　　同　　豊川出張所
３　平成２７年１２月７日（月）
　水戸地方法務局　　下妻支局
　　同　　取手出張所

同　　鹿嶋支局
同　　筑西出張所
佐賀地方法務局
同　　武雄支局
大分地方法務局　　中津支局
同　　日田支局
同　　宇佐支局
秋田地方法務局
同　　湯沢支局
函館地方法務局
同　　江差支局
同　　八雲支局

４　平成２７年１２月１４日（月）
大分地方法務局　　杵築支局
同　　佐伯支局
同　　竹田支局
秋田地方法務局　　本荘支局
同　　大館支局
同　　大曲支局
松山地方法務局　　大洲支局
同　　宇和島支局
同　　砥部出張所
同　　四国中央支局

５　平成２７年１２月１６日（水）
熊本地方法務局　　宇土支局
同　　八代支局